

1 委託業務名

長岡市シティプロモーション業務委託

2 業務の目的

本業務は、まちの魅力を伝えるため、WEBサイト「な！ナガオカ」（以下、「な！ナガオカ」という。）を活用して、ひとに注目した記事を取材・発信・アーカイブしていくとともに、「な！ナガオカ」自体が率先してひとのつながりが生まれるコミュニケーションを設計し、市民の信頼を築きながら本市への愛着を形成することを目的とする。

また、市民の多様な社会生活やひとのつながりによる豊かさを発信することで、移住定住人口の増加にも寄与するという好循環にもつなげていくもの。

3 現状と課題

長岡市は、「長岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の理念のなかで、長岡に住み続ける「若者」、戻ってくる「若者」、新たに移住してくる「若者」を、しっかりと確保し、人口減少を抑制し、愛着と誇りの持てる「ふるさと長岡」をつくっていくことを目指すとしている。

「な！ナガオカ」は、まちの魅力を伝えるため、ひとに注目した記事をおよそ350本公開しており、本市の認知度向上や魅力発信に努めてきた。また、サイト運営だけでなく、取材した人をはじめとして、人がつながることで、新しい動きが生まれることも経験してきた。

市内でつながりをつくりながら、小さくても新しい何かを生み出しながら社会生活が送れることは、ここでしかできないこと＝長岡市らしい魅力につながり、市民の愛着形成に欠かせない要素となる。

今後は、移住定住を見据え、長期的・俯瞰的な視点で長岡の魅力を捉えることや、市民との信頼関係を築きながら、一方的ではない魅力発信をしていくことが今後の本市のシティプロモーションを進めていくうえでの課題となっている。

<本市におけるシティプロモーション媒体>

- ・ 「な！ナガオカ」WEBサイト (<https://na-nagaoka.jp/>)
- ・ 「な！ナガオカ」各SNS
Facebook (<https://www.facebook.com/nanananagaoka/>)、Twitter (https://twitter.com/na_nagaoka)
Instagram (https://www.instagram.com/na_nagaoka/)、LINE (<https://lin.ee/1eF9o0b>)
- ・ 発酵・醸造のまち、長岡。 (<https://hakko.na-nagaoka.jp/>)
- ・ 移住定住ポータルサイト長岡のはじめ方 (<https://iju.na-nagaoka.jp/>)

4 業務内容

(1) 「な！ナガオカ」のWEBサイトの運営

① サイトの管理・運営

Contents Management System（以下CMS）にWordPressを使用

- ② 編集者とライター、職員で構成する編集体制、編集会議の運営
- ③ 長岡の情報発信記事の取材・作成・発信（年間18本）

- ・俯瞰的・長期的に取材する
 - ・既存記事の文章のスタイルを維持し、統一感・一貫性を持たせること
 - ④ サイト改修に伴うディレクション
 - ・ただし、改修作業は別の事業者が行う。
- (2) 「な！ナガオカ」に関連するコミュニケーションの設計
- ① 既存の記事や取材した方々をつなぐ企画・提案・実施
 - ② アの過程をサイト上でも発信
- (3) シティプロモーション全般のアドバイザー
- ・本市の求めに応じて、発酵のまちのPRや移住定住推進等、魅力発信事業の効果的な実施に資するアドバイス・提案を行うこと
- (4) その他
- ① 本業務の進行・検討状況に合わせ、円滑に進むよう適切なタイミングで本市との打合せの実施すること。
 - ② 「な！ナガオカ」のサーバ保守管理については、株式会社BELLSOFTに業務委託している。WEBサイトの運営等にあたっては、株式会社BELLSOFTと連携しながら行うこと。

5 委託成果品

- (1) 実績報告
- 受託者は、実績報告書を市へ提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 完了検査
- 受託者は、契約期間終了後に市の定める委託完了届を提出し、市の検査を受けるものとする。

6 対象事業者等

- (1) 過去3年以内に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有する者であること。
- (2) 本業務は、長期的・俯瞰的な視点を必要とするため、編集能力を有する人材を含む実施体制が整っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当するものがないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

7 業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

8 提案上限額

5,488,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではない。

9 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

10 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「長岡市シティプロモーション業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ当市と協議しながら行うものとする。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

① 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

② 過去3年間における主な業務実績（様式任意）

直近3年間の類似業務の契約実績を最大5件まで掲載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

③ 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

総括責任者及び担当者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

④ 本業務の実施体制（様式任意）

本業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

- ⑤ 再委託調書（様式任意）
再委託する場合のみの提出とする。
再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。
- ⑥ 提案内容（様式任意）
提案は説明書等の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・「2 業務の目的」、「3 現状と課題」及び「4 業務内容」を踏まえたうえで、取組みの企画や実施方法を提案すること。
 - ・本市のシティプロモーションに対する貴社の認識や考えを記載すること。
 - ・提案書は、実務をイメージできる内容とする。
 - ・委託者と受託者の役割を明確にし、提案すること。
- ⑦ 会社のアピールポイント(様式任意)
- ⑧ 費用見積り(様式任意)
- ・記事1本を製作するにあたり、かかる経費の内訳
 - ・年間でかかる固定費については、月割の額
※算出根拠として、具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。
- ⑨ 業務スケジュール（様式任意）

11 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 簡易評価型プロポーザル参加表明書（第2号様式）

- ア 提出方法 郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、
FAX及び電子メールとする。
ただし、FAX及び電子メールの場合は、着信を確認すること。
- イ 提出先 長岡市地方創生推進部広報・魅力発信課
住 所 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
アオーレ長岡東棟3階
電 話 0258-39-5151
FAX 0258-39-2272
E-mail: na-ijuteiju@city.nagaoka.lg.jp
- ウ 提出期限 令和6年2月22日（木曜日）午後5時

(2) 簡易評価型プロポーザル参加確認申請書（第1号様式）及び提案書

- ア 提出方法 郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）
- イ 提出部数 ・正本 1部（代表者印押印のもの）
・副本 6部（正本の写し）
- イ 体裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。
- ウ 提出先 長岡市地方創生推進部広報・魅力発信課
（参加表明書提出先に同じ）
- エ 提出期限 令和6年3月18日（月曜日）午後5時
- オ ヒアリング 期日：令和6年3月22日（金曜日）

会場：アオーレ長岡東棟3階 301会議室

ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターは、当市を担当する者が行うものとする。

※ 上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当していただくこととする。

※ ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、申し込み順とする。

※ ヒアリングは提案書その他、PC（スクリーン）を使用した説明も認める。ただし、提案書説明の際の補足説明に使用するものであり、期日までに提出した提案書以外の当日の配布資料は認めない。

12 本実施要領の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、FAXまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市地方創生推進部広報・魅力発信課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

令和6年3月4日（月曜日）午後3時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、令和6年3月8日（金曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

13 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

(2) 見積金額が、「8 提案上限額」以内であること。

14 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

15 その他留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出いただいた提案書は、返却しない。

(3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。

- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) このプロポーザルは、来年度の業務が的確に進められるよう、事業者を選定し、優先交渉権を与えるものである。ただし、長岡市議会において、当業務に関わる議案が否決等された場合は、選考を中止する。

担 当：長岡市地方創生推進部広報・魅力発信課
住 所：〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
アオーレ長岡東棟3階
電 話：0258-39-5151
F A X：0258-39-2272
e-mail：na-ijuteiju@city.nagaoka.lg.jp